

26受庁房第673号

独立行政法人国立文化財機構理事長

平成26年6月26日付け独法文決第3号で提出のあった第7期事業年度（平成25事業年度）財務諸表について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第1項の規定に基づき承認します。

平成27年3月31日

文部科学大臣  
下村博文